国会事項

衆議院

質問書提出

九月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

津波被害を受けて間借りしている公立小中学校の再建に関する質問主意書（木村太郎提出）

在韓国日本国大使館前に反日的記念碑が建立される計画に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博提出）

通知書受領

九月二十日内閣から衆議院議員浅野貴博提出菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐藤勉提出ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小野寺五典提出平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員渡辺喜美提出原子力発電所事故の賠償に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出脳卒中対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員秋葉賢也提出我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員塩川鉄也提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員照屋寛徳提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。